

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価意見**

**平成27年度**

**平成28年5月25日**

**構造改革特別区域推進本部**

**評価・調査委員会**

## 1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、平成27年度に評価の対象となった5特例措置について評価を行い、意見を取りまとめた。

## 2. 平成27年度の評価について

### (1) 評価の進め方

平成27年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会、地域活性化部会の各専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを実施し、それらを踏まえて検討を行った。

各専門部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

### (2) 評価意見の概要

平成27年度の評価対象となった5特例措置のうち、1特例措置（938）については一部全国展開することとし、4特例措置（412, 834（835）, 1226, 1227）については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙1に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業(412)」については、関係府省庁は、全国展開の可否を判断するために必要な基礎情報の調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行うとの意見とした。
- 「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（834(835)）」については、関係府省庁及び事務局は、認定地方公共団体に対して特区法第29条の規定に基づく規則の整備を促していく。また、事務局は、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認する

とともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理する。さらに、関係府省庁は、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討する。これらの確認・整理事項については、平成28年度に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、認定地方公共団体において特区法第29条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行うとの意見とした。

- 「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業（938）」については、一定程度の技能をすでに有していることが見込まれる社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については全国展開を行う。上記以外の者に係る実務経験年数の要件緩和については、研修体系等の全体的な見直しに向けた検討を行い、その結果、実質的な資格要件の変更等が実施されず、特段の影響がない場合は、平成30年度を目途に全国展開を行うとの意見とした。
- 「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（1226）」については、着地型旅行商品として近隣地区も含めた産業の底上げに繋がったことや、高齢者によるガイドを通じて観光客との交流が生まれたこと等の効果が確認された。しかし、平成28年1月に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、現在、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会（以下「委員会」という。）において再発防止策の検討が行われており、委員会のとりまとめ内容を勘案する必要性については、評価・調査委員会においても一定の理解が示された。関係府省庁は、委員会のとりまとめ内容も踏まえつつ、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行うとの意見とした。
- 「公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業（1227）」については、認定地方公共団体において特定事業の実施には至っておらず、弊害及び効果の発現の有無について検証ができない状況であることから、特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降に速やかに評価を行うとの意見とした。

### 3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい

い。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

評価・調査委員会としては、今後とも、特例措置の評価や未実現提案の調査審議を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいり所存である。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

## 平成27年度評価意見

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見
412	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業	総務省	法律	その他(関係府省庁においては、全国展開の可否を判断するために必要な基礎情報の調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う)
834(835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	文部科学省	法律	その他(認定地方公共団体において構造改革特別区域法第29条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う)
938	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業	厚生労働省	告示	本特例措置において緩和されるサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施する。上記以外の者については、研修体系等の全体的な見直しに向けた検討を行い、その結果、実質的な資格要件の変更等が実施されず、特段の影響がない場合において、平成30年度を目途に全国展開を行う。
1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	国土交通省	通達	その他(関係府省庁においては、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う)
1227	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	国土交通省	通達	その他(認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う)

## 評価意見

①	別表1の番号	412
②	特定事業の名称	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。
⑤	評価	<p>その他(関係府省庁においては、全国展開の可否を判断するために必要な基礎情報の調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。)</p>
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により、熊本県では事務が不要になり、職員の事務従事時間数や費用の削減効果があったことが確認された。また、熊本市では事務に係る期間について、県を経由することに伴う県での事務処理期間分の短縮効果等が確認された。</p> <p>関係府省庁によれば、本特例措置を全国展開することにより弊害が生じる場合としては、国が多くの市町村と協議等を行わなければならないこと、都道府県に必要な事実を承知させ場合によりあわせて意見を徴することができなくなることの2点の懸念が示された。</p> <p>関係府省庁からの懸念事項を踏まえ、事務局から全国展開かつ懸念事項を払拭しうる案として、以下2案の検討案について関係府省庁に提示したものの。</p> <p>①事務を所掌する国の行政機関が直接協議等を行う市町村が1自治体のみ(複数市町村が権限の移譲先となっている場合であっても、当該市町村間の合意により協議等を行う1自治体を選定する場合も含む)で都道府県が「事務の都道府県の経由を不要とする」旨の条例を制定した場合</p> <p>②事務を所掌する国の行政機関が同意し、都道府県が「事務の都道府県の経由を不要とする」旨の条例を制定した場合</p> <p>関係府省庁からは、</p> <p>①については、協議等を行う市町村が複数になった時点で、国の行政機関との協議等について都道府県を経由して行うよう変更する必要があるとのことであった。また、1市町村が複数の市町村の代表となった場合、都道府県が市町村の連絡事務を行うことと何ら変わりがないことから事務の合理化が図れたとは言えないとともに、市町村は、都道府県と違い、基本的に他の市町村を包括しているわけではないため、1市町村を選定する等にあたって水平連携で市町村間の調整を行うのはコストが増えるとのことであった。</p> <p>②については、国が同意を行う仕組みであれば構造改革特区のスキームと大差がないとともに、都道府県が個別に省庁と協議をした結果が適切であるかどうか評価する仕組みもないことから、総理大臣が認定し、その特例措置のあり方について評価を受け、その結果が明らかにされるなど法令で手続等が定められている構造改革特区制度にて取り組みを広げていくほうが運用も広がるのではないかとのことであった。</p>

		<p>また、今回の熊本県及び熊本市の軌道法に係る事務は、認定申請の際、事業に係る件数が少ないこと、九州運輸局の事前相談が慣例化していること、道路の管理権限は市にあり、県の意見を聴く必要がない事業であること、県において事務の状況を把握する必要がないこと等、個別の事案による事情により、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがなかったものであり、当該事例のみで全国展開により発生する弊害の有無を判断することは困難であるとのことであった。</p> <p>委員からは、全国展開可否の判断を行うにあたり、都道府県から市町村へ権限移譲している事務の件数や内容等の基礎情報が必要であるため、関係府省庁において調査を行う必要があるとの意見があった。</p> <p>以上より、関係府省庁においては、全国展開の可否を判断するために必要となる基礎情報の調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>全国展開の可否を判断するために必要な基礎情報を関係府省庁において調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	834(835)
②	特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。
⑤	評価	その他(認定地方公共団体において構造改革特別区域法第 29 条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、学校等施設の管理・整備について概ね実施済みであること、本特例措置の活用により教育委員会部局の人員削減やコスト削減等の効果があることが確認された。</p> <p>関係府省庁の調査によれば、認定地方公共団体においては、構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)第29条の規定に基づく規則の整備が学校施設、図書館及び博物館について未措置であるとのことであった。また、特区計画に記載されている小学校への児童館併設事業については、未だ事業計画の策定が行われておらず、事業自体が未着手段階にあるため効果・弊害の評価自体が不可能であるとのことであった。さらに、社会教育施設の利用者数が大幅に減少していること及び施設管理費が増加していること等から少なくとも効果は見られないとのことであった。加えて、地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務について、実態上、教育委員会事務局の職員が補助執行や市長部局との兼務発令により従来どおり行っているため、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとのことであった。</p> <p>教育部会の審議において、調査結果等を踏まえて委員より以下のとおり意見が出された。</p> <p>本特例措置の現時点での全国展開は時期尚早である。再評価を行うにあたり、関係府省庁及び事務局においては以下の点について確認、整理の上、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定地方公共団体において特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備を早急に進めるよう、関係府省庁及び事務局から認定地方公共団体に対して引き続き規則の整備を促すこと。</li> <li>・特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業について、認定地方公共団体として、今後、実施する見込みがあるか、あるとすればいつ事業計画を策定するかについて、事務局より認定地方公共団体に確認すること。少なくとも、認定地方公共団体においては、遅くとも規則整備までにはその見解を明確にしておきたい。</li> <li>・関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置に関して、他の地方公共団体の活用ニーズについて事務局において整理すること。</li> <li>・平成 27 年4月1日から各地方公共団体においては総合教育会議が始まっているところ。認定地方公共団体の総合教育会議において本特例措置の位置付けがどのように議論されているかについて事務局より認定地方公共団体に確認すること。</li> </ul>
⑦	今後の対応方針	<p>認定地方公共団体において特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。</p> <p>関係府省庁及び事務局においては、認定地方公共団体に対して規則の整備を促すこと。事務局においては、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認することともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理すること。関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。上記の確認・整理事項については、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告すること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	938
②	特定事業の名称	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業
③	措置区分	告示
④	特区における規制の特例措置の内容	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。
⑤	評価	本特例措置において緩和されるサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施する。上記以外の者については、研修体系等の全体的な見直しに向けた検討を行い、その結果、実質的な資格要件の変更等が実施されず、特段の影響がない場合において、平成30年度を目途に全国展開を行う。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、明らかに実施困難である状況には至っていないものの、経験年数不足に起因すると思われる弊害が一部見受けられたとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、サービス管理責任者が特例の活用によって増加したことで事業所数の増加による利用者の選択肢の拡大及び雇用創出につながっていること、サービス管理責任者の選定の幅が広がったこと、職員のモチベーション向上につながったこと等の効果が確認された。</p> <p>以上より、一定程度の技能をすでに有していることが見込まれる社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施する。上記以外の者については、研修体系等の全体的な見直しに向けた検討を行い、その結果、実質的な資格要件の変更等が実施されず、特段の影響がない場合において、平成30年度を目途に全国展開を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施すること。上記以外の者については、研修体系等の全体的な見直しに向けた検討を行い、その結果、実質的な資格要件の変更等が実施されず、特段の影響がない場合において、平成30年度を目途に全国展開を行う。
⑧	全国展開の実施内容	社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施する。
⑨	全国展開の実施時期	平成28年度中に措置

## 評価意見

①	別表1の番号	1226
②	特定事業の名称	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。
⑤	評価	その他(関係府省庁においては、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により、着地型旅行商品として近隣地区も含めた産業の底上げに繋がったこと、高齢者によるガイドを通じて観光客との交流が生まれ、高齢者の生きがいづくりにもなっていること等の効果が確認された。</p> <p>関係府省庁によれば、本特定事業の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果としては、旅行者とのトラブルの発生等、本特例措置の活用による弊害は特段なかったとのことであった。</p> <p>しかし、本特定事業を実施した事業者は1社のみであり、本特例措置が十分に活用されているとは言い難い状況であるため全国展開による弊害発生の有無について判断するのは時期尚早であるとのことであった。また、他業種との兼職の場合、「兼職元で緊急対応の必要が生じ、所定の時間帯に営業所に出勤できないこと」「旅行業務取扱管理者(以下「管理者」という。)に、営業所員に対する指揮、監督権限が一切なく、また、限られた時間しか営業所にいないことから、管理者の指示が実効的に守られないこと」等、管理者による管理、監督機能が実効的に働かない場合が一定程度の蓋然性をもって認められるとのことであった。</p> <p>さらに、平成28年1月に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ処分した3社すべてにおいて、管理者に求められる本来の責務が果たされていなかったとのことであった。現在、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会(以下「委員会」という。)において徹底的な再発防止策の検討が行われており、場合によっては管理者の責務を重くする可能性もある状況の中で、本特例措置を直ちに全国展開することは委員会における検討と矛盾することとのことであった。一方で、観光庁としても、多様化する旅行ニーズに応えるとともに、観光による地域経済の活性化を図るため、地域ならではの体験・交流を提供する着地型旅行の促進は重要と認識しており、他の市町村においても、当該特例の活用を進めていきたいとのことであった。委員会のとりまとめが平成28年夏頃に行われる予定であることから、その内容も勘案しつつ、どの程度まで緩和できるかについて検討の上、平成28年度中に改めて報告したいとのことであった。</p> <p>地域活性化部会の審議において、委員より、認定地方公共団体の取組は成功事例であること、特に小規模地域で旅行業を始める場合、初期段階で管理者を専任で雇用することはコストが高くつき参入の妨げとなりうるとともに、本特例措置は管理者の欠員補充が容易でないことによる事業中断のリスク解消に繋がる等の意見が出された。しかしながら、委員会のとりまとめ内容を勘案する必要性については一定の理解が示された。</p> <p>以上より、関係府省庁においては、委員会のとりまとめも踏まえつつ、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、そ</p>

		の報告等に基づき改めて評価を行う。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁においては、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成 28 年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	1227
②	特定事業の名称	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。
⑤	評価	その他(認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、認定地方公共団体において特定事業の実施には至っておらず、弊害の発現の有無について検証できない状況であるとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査でも、認定地方公共団体において特区計画対象区域の一部について用途変更手続きが行われているものの、土地利用の見直し検討を行っていることから事業者の募集に至っておらず、効果の発現の有無について検証できない状況であることが確認された。</p> <p>以上より、認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う。</p> <p>なお、評価・調査委員会において、委員から、本特例措置の前提となる規制の目的・必要性が不明瞭であるとの意見があった。</p>
⑦	今後の対応方針	認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—